

# 不法行為における外国判決の 承認・執行のための間接管轄について

——平成26年4月24日最高裁判所判決を基として——

河村 寛治

## 1. はじめに

企業等のグローバル活動が活発化することに伴い、国際的な民商事紛争も増え、かつその内容も多様化し、その紛争解決手段についても、日本国内における訴訟だけではなく、外国の裁判所に提訴されるケースも増えている。外国の裁判所において訴訟が提起された場合には、当該外国裁判所における判決（外国判決）が当該国で執行される場合は別として、その判決がわが国において執行されるためには、わが国の法（民事訴訟法および民事執行法）に基づき、承認・執行の手続きが必要となる。その際、その承認のために考慮すべき要件として、判決国の裁判管轄権の有無が問題となっているが（民事訴訟法第118条）、これが間接管轄の問題である。

この間接管轄の問題については、これまで、承認・執行を求められたわが国裁判所が、判決国の管轄権の有無を検討するにあたり、わが国のルールに則って積極的に判決国の管轄の有無を判断すべきか、あるいは判決国がその管轄ルールに従って、その管轄を肯定すれば、わが国または第三国が専属管轄を有する場合でない限り、わが国としては新たに検討する必要はないと解すべきかが問題となっていた。前者を積極説、後者を消極説と呼んでいる。

その後、平成8年6月26日民事訴訟法改正（平成10年1月1日施行）により、外国判決の承認・執行の要件として「外国裁判所の裁判権が認めら

れること」（民訴法第118条1号）という文言に改められたため、積極説が自然な解釈であるということとなった。ただし、間接管轄の有無を検討する場合の基準となる日本法の内容、つまりわが国の裁判所が自ら裁判する場合の国際裁判管轄権（直接管轄）の判断基準と同じであってよいかどうかという点が問題となっていた。つまり、当時は、直接管轄についての明文の規定はなかったものの、判例法理に基づき、間接管轄の基準も、わが国の裁判所における裁判管轄権の行使の基準（直接管轄基準）と同一の基準とするのが論理的であるという考え方（同一基準説）が通説となっていた<sup>(1)</sup>。

しかしながら、外国判決承認制度は、紛争の蒸し返し防止等という手続き的要請が基礎にあるとしつつ、外国判決の承認にあたっては承認国自身の国家としての抵触法の利益も考慮すべきであるので、直接・間接管轄双方につき全く同じ基準を用いる必要はなく、間接管轄の審査は直接管轄のそれよりも高度の利益衡量に基づいてなされるべきであるとする立場<sup>(2)</sup>、また、直接・間接管轄の基準は異なっていて当然であり、理論的整合性・統一性よりは、実際的アプローチを優先すべきであるとする考え方もあった（別異基準説<sup>(3)</sup>）。

今般、平成23年5月2日の民事訴訟法改正（平成24年4月1日施行）によって、国際裁判管轄規定が整備され、直接管轄の基準が法律に規定されたため、外国判決の承認・執行のための間接管轄の判断基準（民訴法118条1号）について、本件は、不法行為における裁判管轄権に関する問題で

はあるが、直接管轄に関する規定に準拠することを確認した改正後の初めての事件が本稿で取り上げた最高裁判決である<sup>(4)</sup>。

本稿では、この最高裁判決を引用しながら、外国における侵害行為により、日本国内での侵害行為の差止請求が可能かどうかという不法行為地管轄の問題を含め、間接管轄の有無の判断基準に関し、直接管轄に関する規定整備がどのように影響を与えるかなどの問題を検討する。

## 2. 本最高裁判決

### 【事案の概要】

- (1) 米国カリフォルニア州法人(以下、「上告人X」という)は、眉のトリートメント技術および情報(カリフォルニア州民法典上「営業秘密」の定義に該当<sup>(5)</sup>)。以下、「本件技術等」という)を保有し、その本件技術等の独占的使用権等を、訴外日本法人Aに対して付与する契約を締結し、平成16年、カリフォルニア州内のXの施設において、当該日本法人Aの従業員であった被上告人Y<sub>1</sub>およびY<sub>2</sub>に対して、本件技術等を開示し、その後、Aは、日本国内において眉のトリートメントサロンを順次開設した。
- (2) Aの従業員Y<sub>1</sub>およびY<sub>2</sub>は、平成18年2月、Aとは別に日本法人Y<sub>3</sub>を設立し、Aを退職した。日本法人Y<sub>3</sub>(以下「被上告会社」といい、元従業員Y<sub>1</sub>およびY<sub>2</sub>らとあわせて「被上告人Yら」という)は、眉のトリートメントサロンを開設したほか、眉のトリートメント技術を指導する教室を開講し、Y<sub>1</sub>およびY<sub>2</sub>は、被上告会社Y<sub>3</sub>の取締役として、本件技術等を不正に開示し使用していた。
- (3) 上告人Xは、平成19年5月、Yらによる本件技術等の不正な開示および使用を理由として、カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所に対して、被上告人Yらを被告として、カリフォルニア州民法典に基づく①損害賠償、および②差止めを求める訴えを提起した。これを受けて、同裁判所は、平成20年10月、①損害賠償、および②日本国内ならびに米国内における本件技術

等の不正な開示および使用の差止めを認める判決(以下、「本件米国判決」という)を下した。

(4) そこで、上告人Xは、東京地方裁判所に対し、民事執行法24条に基づき、上記本件米国判決のうち、懲罰的損害賠償を命じた部分を除く部分について、執行判決を求める訴えを提起した。しかし、第1審<sup>(6)</sup>および原審<sup>(7)</sup>は、被上告人Yらの不法行為の行為地は、日本国内にあるため、日本国において国際裁判管轄が認められるか否かを判断する場合に原則として判決国における不法行為の客観的事実関係が証明されることを要すること、つまり、上告人Xの損害が米国内で発生したことを証明できなければならぬところ、その不法行為の客観的事実関係の証明が足りず、本件米国判決のうち損害賠償を命じた部分および差止めを命じた部分のいずれについても、米国裁判所の裁判権(間接管轄)を認める余地はないとして、Xの請求を棄却したため、上告人Xが上告したものである。

### 【判決】

破棄差戻し。

### 【理由】

- (1) 「人事に関する訴え以外の訴えにおける間接管轄の有無については、基本的に我が国の民訴法の定める国際裁判管轄に関する規定に準拠しつつ、個々の事案における具体的事情に即して、外国裁判所の判決を我が国が承認するのが適当か否かという観点から、条理に照らして判断すべきものと解するのが相当である。」
- (2) 「そこで、まず、我が国の民訴法の定める国際裁判管轄に関する規定をみると、民訴法3条の3第8号は、「不法行為に関する訴え」については「不法行為があった地」を基準として国際裁判管轄を定めることとしている。

民訴法3条の3第8号の「不法行為に関する訴え」は、民訴法5条9号の「不法行為に関する訴え」と同じく、民法所定の不法行為に基づく訴えに限られるものではなく、違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害されるおそれ

がある者が提起する差止請求に関する訴えをも含むものと解される（最高裁平成16年4月8日第一小法廷決定<sup>(8)</sup>）。そして、このような差止請求に関する訴えについては、違法行為により権利利益を侵害されるおそれがあるにすぎない者も提起することができる以上は、民訴法3条の3第8号の「不法行為があった地」は、違法行為が行われるおそれのある地や、権利利益を侵害されるおそれのある地をも含むものと解するのが相当である。」

- (3) 「ところで、民訴法3条の3第8号の規定に依拠して我が国の国際裁判管轄を肯定するためには、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟の場合、原則として、被告が日本国内で行った行為により原告の権利利益について損害が生じたか、被告がした行為により原告の権利利益について日本国内で損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りる（最高裁平成13年6月8日第二小法廷判決<sup>(9)</sup>）。そして、判決国の間接管轄を肯定するためであっても、基本的に民訴法3条の3第8号の規定に準拠する以上は、証明すべき事項につきこれと別異に解するのは相当ではないというべきである。

そうすると、違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者が提起する差止請求に関する訴えの場合は、現実の損害が生じたことは必ずしも請求権発生の要件とされていないのであるから、このような訴えの場合において、民訴法3条の3第8号の「不法行為があった地」が判決国内にあるというためには、仮に被告が原告の権利利益を侵害する行為を判決国内では行っておらず、また原告の権利利益が判決国内では現実に侵害されていないとしても、被告が原告の権利利益を侵害する行為を判決国内で行うおそれがあるか、原告の権利利益が判決国内で侵害されるおそれがあるとの客観的事実関係が証明されれば足りるというべきである。」

- (4) 「これを本件についてみると、本件規定は、違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者が提起する差止請求につ

いても定めたものと解される。そして、本件米国判決が日本国内だけでなく米国内においても被告ららの不正行為の差止めを命じていることも併せ考えると、本件の場合、被告ららが原告の権利利益を侵害する行為を米国内で行うおそれがあるか、原告の権利利益が米国内で侵害されるおそれがあるとの客観的事実関係が証明された場合には、本件米国判決のうち差止めを命じた部分については、民訴法3条の3第8号に準拠しつつ、条理に照らして間接管轄を認める余地もある。また、そうであれば、本件米国判決のうち損害賠償を命じた部分についても、民訴法3条の6に準拠しつつ、条理に照らして間接管轄を認める余地も出てくることになる。」

- (5) 「以上と異なり、被告ららが原告の権利利益を侵害する行為を米国内で行うおそれの有無等について何ら判断しないまま間接管轄を否定した原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は上記の趣旨をいうものとして理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、上記の点についてはまだ客観的事実関係の立証活動がされていないのであるから、更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。」

### 3. 本判決の趣旨

#### (1) 外国判決の執行判決とは

紛争当事者が、外国の裁判所で得た判決をもとに、わが国国内で執行を行う場合には、わが国の裁判所による「外国判決の執行判決」（民事執行法24条）を得る必要がある。この外国判決の執行判決とは、わが国の裁判所が、外国裁判所の確定判決の強制執行をわが国において許す旨を宣言する判決をいうが、この外国判決の執行判決を得るためには、その前提として、民事訴訟法118条各号に掲げる「外国判決の承認」の要件（①外国裁判所の裁判権（間接管轄）、②送達、③公序良俗に反しないこと、④相互保証）のすべてを具備する必要がある（民事執行法24条3項）。ただ、こ

これらの要件のすべてを具備している場合には、わが国の裁判所は、その内容の審理に立ち入ることなく、承認をしなければならないとされている。本件では、このうち、①が主な争点となったものである。

## (2) 間接管轄の判断基準について

民事訴訟法118条1号における「法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められること」とは、わが国の国際民事訴訟法の原則から見て、当該外国裁判所の属する国がその事件につき国際裁判管轄を有すると積極的に認められることをいう。

この間接管轄については、従来、わが国で裁判を行うか否かの判断である直接管轄の範囲より緩やかに認めてもよいとの見解（間接管轄独自説）や、直接管轄の基準は条理をそのまま反映するように定められており、広く管轄を認めていることから、それを超えて間接管轄を肯定することは妥当ではなく、両者は同一基準で解すべきであるという見解（鏡像原則）もあったが、これまでは、日本法に準拠して積極的に管轄の有無を判断するとの立場、つまり独自判断の余地があることが最高裁においても確認されていたものである（サドワニ事件<sup>(10)</sup>）。

本判決は、この問題について「基本的に我が国の民事訴訟法の定める国際裁判管轄に関する規定に準拠しつつ、個々の事案における具体的事情に即して、外国裁判所の判決を我が国が承認するのが適当か否かという観点から、条理に照らして判断すべき」と述べて、基本的に①民事訴訟法に準拠しつつも、わが国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合は、国際裁判管轄を否定すべきとした最高裁判決（ドイツ預託金事件<sup>(11)</sup>）による②条理による修正という、従来の判断枠組みを踏襲する考え方を示している。

つまり、間接管轄も直接管轄も、国際的な民事裁判機能の分配の問題である点を考えると、基本的には、両者は同一の基準によるべきであるが、間接管轄は、外国判決を承認するのが適切かどうかを判断するための要件としてのすでに終わって

いる手続に関する事後の評価規範的な基準であり、直接管轄との間の目的や性質の違いを考慮すれば、両者の基準が必ずしも同一であるべきであるとまではいえないとするものである。ただし、本件のような不法行為があった地についての解釈が、差止請求という訴えに関する管轄の有無の判断に際して、重要な要素をもつ本件のような場合において、本件判決の意義があるといえよう。

## (3) 差止請求と不法行為に関する訴えの関係

不法行為については、民事訴訟法3条の3第8号が「不法行為に関する訴え」について「不法行為があった地」に管轄を認める旨規定したため、権利侵害等を理由とする損害賠償請求に関する訴えについては、本件のような知的財産権（営業秘密を含む）などの権利侵害等を対象とすることは問題はないが、差止請求に関する訴えにも「不法行為に関する訴え」の規定が適用されるかどうかという点が問題になる。

これまで、差止請求に関しては、国内土地管轄としての「不法行為に関する訴え」（民事訴訟法5条9号）に該当すると解する説が多数説<sup>(12)</sup>であり、特許権に基づく差止請求は、その性質上、不法行為に関する訴えに含まれるとみてよいとする判断もあった<sup>(13)</sup>。しかし国際裁判管轄の有無を判断するにあたっては、特許権侵害等を理由とする訴えのうち、差止請求に関する訴えについては、不法行為地管轄に服するのか否かの争いがあった。平成14年のカードリーダー事件における最高裁判決<sup>(14)</sup>にもあるように、特許権侵害を理由とした損害賠償請求の法律関係の性質は、不法行為であるが、この特許権侵害を理由とする差止請求の法律関係の性質については、「不法行為」ではなく、「特許権の効力」の問題であるとされたが、このカードリーダー事件は、準拠法選択に際しての性質決定の問題であり、管轄について同じ基準で判断すべきではないという指摘も存在している。また民事訴訟法3条の3第8号において、不法行為地管轄として、「不法行為があった地」を基準とする趣旨は、「不法行為があった地には、訴訟資料、証拠方法等が所在していることが多く、また不法

行為があった地での提訴を認めることが被害者にとっても便宜である」という説明もなされている<sup>(15)</sup>。

このような状況下で、本判決は、「不法行為に関する訴え」は、「民法所定の不法行為に基づく訴えに限られるものではなく、違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者が提起する差止請求に関する訴えをも含む」と判断し、一般論として、不法行為に基づく差止請求が同号の範疇にあることを認めている。

以上、これは、「不法行為があった地」の証明の問題にも関係するので、以下、この問題を検討することとする。

#### (4) 「不法行為があった地」とは

次に、民訴法3条の3第8号は、「不法行為に関する訴え」の管轄がある場合として、「不法行為があった地」と規定しているため、「不法行為があった地」がどこかが問題になる。この民訴法の改正において、「不法行為があった地」には、これまでの国内土地管轄規定であった民訴法5条9号における解釈と同様、①加害行為地と②結果発生地が含まれることが確認され、文言上も明確になっている。たとえば、製造物責任に関しては、一般に加害行為地は、欠陥のある製品が製造された地であり、結果発生地は、身体的傷害や死亡などが起きた地であると解されている。

この不法行為地を管轄根拠とする問題は、前述のカードリーダー事件における不法行為の準拠法の決定問題とは異なり、加害行為地と結果発生地のいずれか1つに絞る必要はなく、一方がわが国にあれば、管轄は認められることとなる。ただ、加害行為地が外国で、その結果がわが国で発生したという隔地的な不法行為に関しては、わが国での結果発生が通常予見できないものであるときは、結果発生地であるわが国において管轄を認めることはできないという予測可能性の観点から管轄を否定するという但し書が規定されている。

この点について、本判決は、不法行為に基づく差止請求に関する訴えについては、違法行為により権利利益を侵害されるおそれがあるにすぎない

者も提起することができることから、違法行為が行われるおそれのある地や、権利利益を侵害されるおそれのある地をも含む、と判示している。

ちなみに、原審は、被上告人Yらの行為地は、米国内ではなく、これによる上告人Xの損害が米国内で発生したとの証明もないことを理由として、間接管轄を否定しているが、この判断の基準は、「不法行為があった地」として、実際に違法行為があった地や原告の権利が侵害された地のみを念頭においたものと思われるが、本件訴訟は、上告人Xによる差止請求に関する訴えは、違法行為によって権利侵害がなされる「おそれ」があるに過ぎない場合も対象としていることから、原審どおり限定的に解するべきなのかという疑問が提起されていたものである。

#### (5) 「不法行為があった地」が判決国にあるというために証明すべき事項

本判決は、「不法行為があった地」が判決国にあるというために証明すべき事項については、客観的事実説明、すなわち、被告が判決国内でした行為により原告の権利利益について損害が生じたか、被告がした行為により原告の権利利益について判決国内で損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りるとする説を採用している。そのうえで、不法行為に基づく差止請求に関する訴えについては、「仮に被告が原告の権利利益を侵害する行為を判決国内では行っておらず、また原告の権利利益が判決国内では現実に侵害されていないとしても、被告が原告の権利利益を侵害する行為を判決国内で行うおそれがあるか、原告の権利利益が判決国内で侵害されるおそれがある不法行為に基づくとの客観的事実関係が証明されれば足りる」と判断している。さらに、不法行為に基づく損害賠償を命じた部分についても、併合請求における管轄権について定めた民訴法3条の6により、管轄を認める余地が出てくる、と言及している。

## 4. 本判決の意義と実務上の指針

### (1) 本判決の意義

本判決は、米国および日本において不法行為に基づく差止請求および損害賠償請求を認める判決を下した米国裁判所の管轄権（間接管轄）についての判断を示したものであり、平成23年民訴法改正による国際裁判管轄規定の整備後、最高裁として初めて、民訴法118条1号の間接管轄の判断基準につき、基本的に当該管轄規定に準拠することを判示したという点で意義のあるものである。

知的財産権（営業秘密を含む）など権利利益の侵害等を理由とする訴えのうち、損害賠償請求に関する訴えについては、国際裁判管轄を判断するにあたって、「不法行為に関する訴え」に含まれるとするのが一般的な見解であったが、差止請求に関する訴えについては、国際裁判管轄を判断するにあたって、不法行為地管轄に服するのかどうかという点については争いがあった。本判決は、民訴法3条の3第8号の「不法行為に関する訴え」には、差止請求に関する訴えをも含み、「不法行為があった地」には、違法行為が行われるおそれのある地や権利利益を侵害されるおそれのある地をも含むこととし、これは従来の最高裁判例の立場<sup>(16)</sup>を再確認し、国内管轄原因としての不法行為地に関する議論、つまり不正競争防止法に基づく差止請求が不法行為地管轄に服する旨を判示した判決<sup>(17)</sup>と同様、国際管轄原因としての不法行為地の解釈にも妥当することを明らかにしたものである。また、間接管轄における管轄原因事実である「不法行為があった地」の証明について、被告が原告の権利利益を侵害する行為を判決国内で行うおそれがあるか、原告の権利利益が判決国内で侵害されるおそれがあるとの客観的事実関係が証明されれば足りることを明らかにし、管轄原因事実としての不法行為の証明に関する従来の最高裁判例の立場<sup>(18)</sup>を再確認したものである。

### (2) 実務上の指針

本判決は、外国における権利侵害行為に関して、

実務的には、権利侵害行為や権利侵害結果が判決国で生ずる「おそれ」があるとの客観的事実関係が証明された場合には、日本国内での行為の差止めや損害賠償請求を命じた外国判決も日本で承認される可能性を認めたという点で非常に重要な判決である。

企業活動がグローバル化した結果、権利侵害行為による影響が国境を越えて発生するおそれがある場合には、そのサンクションが域外適用の対象ともなることを示唆している点に留意する必要があるだろう。

また、外国において、日本国内における不法行為に基づく差止請求が認められた場合には、不法行為に基づく損害賠償請求が認められた場合に比して、不法行為地の範囲が広く解釈される可能性があることも示唆されているなど、今後日本企業が同様の状況に置かれた場合、その対応の参考になる判決であると考えられる。

## 5. 営業秘密保護の問題

### (1) 営業秘密の漏洩

本件における営業秘密の漏洩問題に関しては、営業秘密の漏洩が外国企業からクレームされた事例であるが、この問題は、わが国の企業にとっても自社の技術情報が漏洩してしまうという重大な課題となっている問題である。最近の状況としては、新日鉄住金とポスコ（韓国）の間の方向性電磁鋼板製造にかかる技術に関する1,000億円程度の損害賠償請求や、東芝とSKハイニックス（韓国）間のフラッシュメモリーの製造技術に関する1,100億円程度の損害賠償請求等に見られるように、営業機密の漏洩問題がクローズアップされることとなった。

これまで企業の技術等の情報に関しては、わが国においては不正競争防止法を軸として、営業秘密の保護のための制度設計や改正がなされてきた。一方で、上記のような深刻な事案が発生している事実を見ると、喫緊の課題として、国および企業がそれぞれ、または連携を取りつつ危機意識を持って取り組むことが必要であり、法制度とし

でも更に効果的なものを用意する必要があると考えられるとされている。本稿では、営業秘密の漏洩に基づく損害賠償が国境を越えて認められるという問題をきっかけとして、まずわが国における営業秘密の保護に関する状況を参考までに、以下、解説することとする。

## (2) 営業秘密とは

不正競争防止法においては、「営業秘密」の要件を次のとおり定めており（第2条6項）、同法の保護を受けるためには、これら3要件の全てを満たす必要がある。

### ①秘密管理性（秘密として管理されていること）：

秘密管理性が認められるためには、その情報を客観的に秘密として管理していると認識できる状態にあることが必要であり、

- (i)情報にアクセスできる者を特定すること、
- (ii)情報にアクセスした者がそれを秘密であると認識できること、

の2つが要請される。

### ②有用性（事業活動に有用な技術上または営業上の情報であること）：

当該情報自体が事業活動に利用され、または利用されることによって、経費の節約、経営効率の改善等に役立つものであることが求められる。

### ③非公知性（公然と知られていないこと）：

保有者の管理下以外では一般に入手できないことが必要である。

## (3) 営業秘密の保護制度の動き

経済産業省では、営業秘密として法的に認められ得る秘密管理の水準等対策を示した「営業秘密管理指針」、特に海外への意図しない形での技術流出防止のため、流出パターンや対策の考え方を示した「技術流出防止基本指針」の両ガイドラインを策定している（2003年）。その後、こうした取組を行ってもなお東アジア諸国の技術的台頭、刑事罰の隙間を突く侵害事例の増大、退職者を通じた漏えい問題の顕著化等の動向を踏まえ、2005年以降、数次にわたり、営業秘密侵害罪について、

その目的要件や刑事罰の対象者の拡大、罰則の引上げを行うとともに、刑事訴訟手続における営業秘密の保持のための特例措置の導入の検討を行ってきたところである<sup>(19)</sup>。

以下、ここでは、簡単に最近の法制度整備の動きの概略を説明することとする。

### ○ 日本再興戦略 改訂2014（平成26年閣議決定）

「官と民が連携した取り組みによる実効性の高い営業秘密漏洩防止対策について、検討し、早急に具体化を図り、次期通常国会への関連法案の提出及び年内の営業秘密管理指針の改定を目指す。」

### ○ 知的財産推進計画2014（平成26年7月知的財産戦略本部決定）

「企業の秘密管理レベルの向上、刑事罰による抑止力、民事救済の充実という3つの視点から、①「国」による企業への支援や法制度の見直し、②管理体制の構築や有事の捜査当局への協力などの「企業」の取組、③その両者が協働することで更なる営業秘密保護強化を図る「官民連携」という三位一体での総合的な取組について、できることから迅速に実行に移すという考え方のもと、強力に進めることが求められる。」

以上のような認識のもと、産業構造審議会知的財産分科会・営業秘密の保護・活用に関する小委員会において、「不正競争防止法の改正のための中間とりまとめ（案）」が策定され、パブリックコメントを求めている状況であり、同時に「営業秘密管理指針（全部改訂案）」が策定され、いかに不正取得を防止するか、という視点で、法の補完的な存在として、管理体制を強化することが目論まれている。

この「中間とりまとめ（案）」の主要なポイントは、以下のとおりとなっている。

## 【刑事罰について】

### ①国外犯

国外における故意での営業秘密の不正取得・

領得を処罰の対象とする。

②未遂行為

・故意での営業秘密の取得・領得および使用・開示行為について、その未遂行為も処罰の対象とする。

・共謀罪や独立教唆犯の処罰については、今後の内外での具体的な処罰事例等を踏まえて、中期的な検討課題とする。

③転得者の処罰

窃盗行為者本人からの直接の取得に限らず（三次以降の取得者であっても）、不正に取得されたことを知って、故意で営業秘密を使用しないし開示する行為を処罰行為とする。

④営業秘密使用物品の譲渡・輸出入等の処罰

営業秘密使用物品（営業秘密を不正に使用して生産された物品）であることを知って、故意でそれを譲渡・輸出入等する行為を処罰対象とする。

⑤法定刑の在り方

個人および法人に対する罰金刑を引き上げる。

⑥非親告罪化

【民事規定について】

(1)被害企業の立証負担の軽減・立証責任の転換

営業秘密侵害訴訟における立証責任を公平に配分する観点から、不正もしくは悪意・重過失で一定の営業秘密を取得した者には、当該営業秘密を使用する蓋然性・経験則が認められると考えられることから、原告側が被告による不正取得や原告の営業秘密を用いて生産できる物を生産していること等を立証した場合には、被告による営業秘密の使用行為を推定し、不使用の事実の立証責任を被告側に転換するとともに、被害企業の立証責任を軽減するとともに、相手側企業に立証責任を転嫁しようとしているものである。

つまり、原告が次の①～③の全ての事項を立証した場合、被告の物に原告の営業秘密を使用したことを推定し、被告に立証責任を転換するというものである。

①被告による②の営業秘密の不正取得（法2条1

項4号）または悪意・重過失での取得（同条項5号、8号）があったこと。

②物の生産方法の営業秘密であること（生産方法以外の技術上の営業秘密（物の分析技術など）についても引き続き検討予定とある）。

③被告がその営業秘密を使用する行為により生じる物の生産等を行ったこと。

(2)除斥期間の延長

除斥期間を20年に延長する。

(3)営業秘密使用物品の譲渡・輸出入等の禁止

一定の条件（技術上の営業秘密を使用する不正競争行為により生じた物品であることについて、その譲り受け時に悪意・重過失である場合等）下で、営業秘密使用物品について譲渡・輸出入等する行為を、民事措置（差止・損害賠償）の対象とする。

以上、企業にとって、営業秘密の法的保護が強化されることはもちろん重要なことではあるが、裁判所でも、紛争解決のための抽象的な判断基準を前もって策定することは難しいのではないかと思われるため、営業秘密管理指針などにしたがって、営業秘密を厳格に管理するとともに、本件のように国内だけでなく外国企業を相手とし、かつ外国における営業秘密保護をどのように確保するかが問題となることも十分に認識しておくことが必要であろう。

注

(1) 河野俊行「間接管轄」（高桑昭・道垣内正人編『新・裁判実務体系（3）国際民事訴訟法（財産法関係）』青林書院、2002、326頁）、池原季雄「国際裁判管轄権」（新実務民訴（7）、1982年、4頁）。

(2) 石黒一憲「現代国際私法（上）」（東京大学出版会、1986、384頁、532頁、541頁）。

(3) 小杉丈夫「承認要件としての管轄権」（有斐閣『国際私法の争点（新版）』1996、235頁）。

(4) 最判平成26年4月24日、判時2221号35頁、NBL

- No.1032 (2014 9.1) 18頁。
- (5) カリフォルニア州民法典3426.1条ほか。
- (6) 東京地判平成22年4月15日, 判時2101号67頁, 判タ1335号273頁。
- (7) 東京高判平23年5月11日, 渡辺惺之「判批」JCA 59巻7号25頁, 同59巻8号14頁。
- (8) 最決平成16年4月8日民集58巻4号825頁, 判タ1151号297頁。ミーリングチェック事件決定とも呼ばれている。
- (9) 最判平成13年6月8日民集55巻4号727頁, 判タ1066号206頁。ウルトラマン事件判決とも呼ばれている。
- (10) 最判平成10年4月28日民集52巻3号853頁, 判タ973号95頁。
- (11) 最三判平成9年11月11日民集51巻10号4055頁。ファミリー事件判決とも呼ばれている。
- (12) 野村秀敏「不正競争行為差止請求訴訟の土地管轄と国際裁判管轄」(判タ1062号115頁, 佐野寛「不法行為地の管轄権」高桑昭=道垣内正人編『新・裁判実務大系3国際民事訴訟法(財産法関係)』93頁ほか。
- (13) 知財高判平成22年9月15日判タ1340号265ページ。
- (14) 最一小判平成14年9月26日民集56巻7号1551頁, 判タ1107号80頁。
- (15) 佐藤達文=小林康彦編『一問一答平成23年民事訴訟法等改正』68頁。
- (16) 最判平成10年4月28日民集52巻3号853頁(サドワニ事件)
- (17) 最決平成16年4月8日民集58巻4号825頁(ミーリングチェック事件)
- (18) 最判平成13年6月8日民集55巻4号727頁(ウルトラマン事件)
- (19) 参議院事務局企画調整室編集・発行「営業秘密保護の現状と課題『立法と調査』2014.7 No.354」